

第 5731 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 法定相続情報証明制度が開始

**Q**：法定相続情報証明制度が始まったようですが、どのような制度ですか？

**A**：相続手続きが簡素化されます。

### 【解説】

相続手続きをする場合、これまでは、被相続人が生まれてから死亡するまでの戸籍関係の書類等一式を全て揃えた上で、同じ書類を管轄の異なる登記所や各金融機関などに何度も出し直す必要がありましたが、法定相続情報証明制度によって、その手続きが簡素化されることとなりました。

概要と流れは、次のとおりです。

### 【申出】（法定相続人又は代理人）

- ① 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
- ② 法定相続情報一覧図を作成します。
- ③ 所定の申出書を記載し、①、②の書類を添付して登記所に申出をします。

### 【確認・交付】（登記所）

- ④ 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管
- ⑤ 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

### 【利用】

- ⑥ 各種の相続手続きに利用（戸籍の東の代わりに各種手続きにおいて提出することができる）

この取扱いは、平成29年5月29日から始まっています。詳しくはこちら。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00284.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00284.html)

